

有害図書類の指定（個別指定）について

岐阜県青少年健全育成条例(昭和35年岐阜県条例第37号)第11条第1項の規定により、次のものを有害図書類として指定する。

番号	種類	図書類の題名	月日号等	発行所、制作者名
1	雑誌	チャンプロード	2014. 4月号	(株)笠倉出版社
指定理由	著しく犯罪又は自殺を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。			

指定（告示）年月日 平成26年3月14日